

福岡県介護福祉士修学資金等貸付制度 貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、「介護福祉士修学資金等の貸付について（令和3年5月7日付厚生労働省発社援0507第3号）」、「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について（令和3年5月7日付社援発0507第1号）」及び「福岡県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱（令和3年6月29日施行）」（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することとする。

ただし、実施要綱第1条第2号における「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」及び第3号における「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」、第5号における「福祉系高校修学資金貸付事業」、第6号における「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」、第7号における「介護分野就職支援金貸付事業」、第8号における「障がい福祉分野就職支援金貸付事業」については別途貸付規程を定める。

一 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

二 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(実施主体)

第2条 本事業は、知事の指導及び助言に基づき、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

(介護福祉士修学資金貸付事業)

第3条 第1条第1号に掲げる「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

一 貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者とする。

ただし、本条第3号ハの国家試験受験対策費用及び同号ニの生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次のイ及びロに定める者に限る。

イ 国家試験受験対策費用の貸付対象者

介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

ロ 生活費加算の貸付対象者

次の（イ）から（ハ）のいずれかに該当する者

- （イ） 福岡県の区域内（「以下「県内」という。」）の生活保護受給世帯の子である者
- （ロ） 介護福祉士養成施設等への進学により県内の生活保護受給世帯の子でなくなっていた者
- （ハ） 県内の生活保護受給世帯に準ずる経済状況にあると知事が認める世帯の子である者

二 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

三 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次のイから二に定める額を、加算することができるものとする。

イ 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

ロ 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内

ハ 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内

二 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を基本として県社協が定める額。ただし、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。

（社会福祉士修学資金貸付事業）

第4条 第1条第2号に掲げる「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

一 貸付対象者は、社会福祉士養成施設に在学する者とする。

ただし、本条第3号ハの生活費加算の貸付対象者は、次のイからハのいずれかに該当する者とする。

イ 県内の生活保護受給世帯の子である者

ロ 社会福祉士養成施設等への進学により県内の生活保護受給世帯の子でなくなっていた者

ハ 県内の生活保護受給世帯に準ずる経済状況にあると知事が認める世帯の子である者

二 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。

三 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次のイからハに定める額を、加算することができるものとする。

イ 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

ロ 就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000円以内

ハ 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を基本として県社協が定める額。ただし、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならない。

(貸付方法及び利子)

第5条 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

2 利子は、無利子とする。

(保証人)

第6条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を1人立てなければならない。

2 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、原則として県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者若しくは法人登記簿に記載された法人でなければならない。また、連帯保証人は、本事業による貸付けに係る債務を弁済する能力を有する者でなければならない。

4 本事業による貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、連帯保証人となる法定代理人が前項の規定に該当しない者であるときは、さらにもう1人連帯保証人を立てなければならない。

5 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、その死亡の日又は理由が生じた日から起算して15日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 県社協会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 県社協会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 県社協会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 県社協会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

なお、第1号イ(第2号において準用する場合を含む。)の要件については、本事業による貸付けを受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、県社協は本事業による貸付けを受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

また、適切な返還債務の免除を行うため、県社協は貸付けを受けた者に対して、県社協会長が別に定める時期に現況届の提出を求め、就労状況等について定期的に把握するよう努めるものとする。

一 介護福祉士修学資金貸付事業

次のイ又はロのいずれかに該当するに至ったとき。

- イ 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は3年）（以下、この号において「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、福岡県の区域外（以下「県外」という。）において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- ロ 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

二 社会福祉士修学資金貸付事業

第1号を準用する。

- 2 前項及び第12条の規定により介護業務等に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、介護業務等に従事することとなった日の属する月及び介護業務等に従事しなくなった日の属する月を算入するものとする。ただし、当該期間中に休職又は停職により介護業務等に従事しない期間があるときは、これらの期間の開始の日の属する月からこれらの期間の終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

（返還）

第9条 本事業による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還

が困難であると県社協会長が認めた場合は、貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間)の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければならない。

一 貸付契約が解除されたとき。

二 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内において前条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。

三 県内において前条の返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

(一時償還)

第10条 県社協会長は、本事業の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。

三 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この要綱の規定若しくは修学資金の貸付契約の条項に違反し、又は県社協会長の指示に従わなかったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第11条 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

一 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。

二 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

2 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

一 県内において第8条の返還免除対象業務に従事しているとき。

二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第12条 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号

に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡し、又は障がいにより貸付額を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 二 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- 三 県内において本事業による貸付けを受けた期間以上、第8条の返還免除対象業務に従事したとき
返還の債務の額の全部又は一部

（延滞利子）

第13条 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由なく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（会計経理）

第14条 県社協は、本事業の会計経理を明確にしなければならないものとする。また、県社協は本事業（「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生事務次官通知）施行前において、平成5年通知又は平成28年通知による事業を実施している場合はこれらの実施要綱に基づき実施した事業を含む。以下次項及び第3項において同じ。）に関する特別会計を設けなければならないものとする。ただし、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づき、サービス区分において明確に区分すること。

2 県社協は、本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、本事業に関する特別会計に繰り入れるものとする。

3 県社協は、本事業を廃止した場合、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された本事業による貸付額に相当する金額を県に返還し、返還を受けた県は、当該返還金に10分の9（当該返還金に係る国庫補助金を国が交付した年度が平成20年度の場合は10分の10、平成23年度又は平成24年度の場合4分の3とする。）を乗じた額を国庫に返還するものとする。

（貸付の申請手続）

第15条 本事業による貸付けを申請しようとする者は、介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、県社

協会長に提出するものとする。

一 以下のイからハまでに掲げる全ての書類

イ 住民票

ロ 所得証明書

ただし、所得証明書が提出できない外国籍の者については、経済状況申告書（様式第33号）をもって所得証明書に替えることができる。

ハ 在学する養成施設等の長の修学生推薦調書（様式第2号）

二 次に掲げる区分に応じた書類

イ 連帯保証人が個人である場合については、連帯保証人の印鑑登録証明書

ロ 連帯保証人が法人である場合については、連帯保証人に係る以下の（1）から（4）に掲げる全ての書類

（1） 連帯保証人となる法人の履歴事項全部証明書

（2） 連帯保証人となる法人の印鑑登録証明書

（3） 以下の（イ）又は（ロ）のいずれかの書類

（イ） 貸付を申請しようとする者の連帯保証人となることについて、法人の意思決定機関で決議した際の議事録

（ロ） 貸付を申請しようとする者の連帯保証人となることについて、法人の役員全員が署名及び押印を行った同意書

（4） 以下の（イ）から（ハ）のいずれかの書類

（イ） 会社法第435条に定める計算書類

（ロ） 金融商品取引法第79条の70に定める財務諸表等

（ハ） （イ）又は（ロ）のいずれの書類も提出できない場合、連帯保証人となる法人の保証能力が確認できる書類

2 生活費を加算して貸付を申請しようとする者は、前項第1号ロの書類に替えて、経済状況等を確認するための各種証明書類を添付するものとする。

（選考）

第16条 県社協会長は、修学生の選考を前条の規定により提出された書類の審査によって行うものとする。

（貸付決定通知書の交付）

第17条 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付決定通知書（様式第3号から様式第5号）により申請者、連帯保証人及び養成施設等の長に対し通知するものとする。

2 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、前条に準じて、貸付不承認通知書（様式第6号から様式第8号）により申請者、連帯保証人及び養成施設等の長に対し通知するものとする。

（貸付契約の締結）

第18条 県社協会長は、貸付を決定した修学生と貸借契約書（様式第9号）により貸付契約を締結するものとする。

（受領書）

第19条 （削除）

（返還方法等）

第20条 修学資金の返還は、1回払、半年賦又は月賦による均等償還によるものとし、県社協会長が発行する請求書をもって行うものとする。

（返還の手続き）

第21条 第9条各号に規定する理由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第11条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第12条の規定による返還債務の裁量免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して15日以内に返還明細書（様式第11号）を県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の返還明細書に基づき貸付金の納入を決定したときは、貸付納入通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の返還明細書に記載した修学資金の返還方法及び返還額を変更するときは、返還方法変更届（様式第13号）を県社協会長に提出しなければならない。

（返還債務の履行猶予の申請手続）

第22条 第11条の規定による修学資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（様式第14号）に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、修学資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、返還猶予決定通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

3 県社協会長は、第1項の申請書を審査し、修学資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、返還猶予不承認通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

（返還債務の当然免除の届出手続）

第23条 修学生は、第8条各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して15日以内に返還当然免除事実発生届（様式第17号）に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。

2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、修学資金の返還債務を免除するときは、返還免除決定通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

3 県社協会長は、第1項の届出書を受理し、修学資金の返還債務免除を認めない旨を決定

したときは、返還免除不承認通知書（様式第 19 号）により申請者に通知するものとする。

（返還債務の裁量免除の申請手続）

第 24 条 第 12 条の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第 20 号）に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、修学資金の返還債務の免除を決定したときは、返還免除決定通知書（様式第 18 号）により申請者に通知するものとする。

3 県社協会長は、第 1 項の申請書を受理し、修学資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、返還免除不承認通知書（様式第 19 号）により申請者に通知するものとする。

（届出）

第 25 条 修学生は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して 15 日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

一 住所又は氏名を変更したとき。様式第 21 号

二 退学、休学、復学、転科若しくは卒業したとき又は停学の処分を受けたとき。様式第 22 号

三 修学資金の貸与を辞退するとき。様式第 23 号

四 保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき。様式第 21-1 号

五 保証人の法人住所又は法人名に変更があったとき。様式第 21-2 号

六 県内において介護業務等に従事したとき。様式第 24 号

七 介護業務等に従事した後、業務従事先を変更したとき。様式第 25 号

八 介護業務等に従事中、休職、復職、停職となったとき。様式第 26 号

九 県内において介護業務等に従事しなくなったとき。様式第 27 号

2 保証人は、保証に係る修学生が死亡したときは、その日から起算して 15 日以内に死亡届（様式第 27 号）を県社協会長に提出しなければならない。

3 修学生は、修学資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、毎年 4 月 1 日現在の現況届（様式第 28 号）をその年の 4 月 15 日までに県社協会長に提出しなければならない。

（補足）

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 8 日に改正し、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月29日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月14日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月2日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月29日に改正し、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月29日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

なお、附則に定める日前に改正前の規程に基づく貸付決定を受けた者の取り扱いについては、従前の規程による。

(別表)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60~69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法における保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。